

## 幕別町地域福祉計画策定委員会条例（平成 21 年条例第 9 号）

## （設置）

第 1 条 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 107 条の規定に基づき、幕別町地域福祉計画（以下「計画」という。）の策定等に関し必要な事項について協議するため、幕別町地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

## （所掌事務）

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項について調査審議する。

- （1）計画の策定に関すること。
- （2）その他計画策定に必要な事項に関すること。

## （組織）

第 3 条 委員会は、15 人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- （1）識見を有する者
- （2）公募による者

3 委員の任期は、3 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## （委員長及び副委員長）

第 4 条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

## （会議）

第 5 条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めて、説明又は意見を聴くことができる。

## （庶務）

第 6 条 委員会の庶務は、保健福祉部において処理する。

## （委任）

第 7 条 この条例に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、町長が定める。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 附 則（平成 27 年 12 月 18 日条例第 38 号）

## （施行期日）

1 この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

## 附 則（令和 4 年 1 月 21 日条例第 1 号抄）

## （施行期日）

1 この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

